

行政財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 東松山市上下水道事業（以下「甲」という。）と賃借人_____（以下「乙」という。）は、次の条項により行政財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第 2 条 甲は、その所有する次の行政財産の一部（以下「設置部分」という。）を清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）設置に使用させるために乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

設置部分

- （１）名称 _____
- （２）所在 _____
- （３）数量 清涼飲料水等自動販売機 1 台分
- （４）設置部分 別図のとおり

（指定用途等）

第 3 条 乙は、自ら設置部分に自販機を設置し、設置期間中継続して事業を行うものとする。また、乙は当該自販機及び付帯設備に係るすべての維持管理をその責任で行うものとする。

（設置期間）

第 4 条 設置期間は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までとする。
なお、自販機の設置及び撤去日は、甲、乙協議の上で甲が指定する日とする。

（販売手数料等の支払い）

第 5 条 乙は甲に対し、販売手数料等を別表に定める条件により振込み支払う。
ただし、売上計算にあつては、変造、偽造硬貨により販売されたもの及び商品・金銭盗難又は自販機の故障によるものは売上から除外することができるものとする。

（販売手数料等の支払）

第 6 条 乙は、第 5 条に規定する販売手数料等を、翌月の 2 0 日までに、甲の指

定する口座に振り込まなければならない。

(売上等の報告)

第7条 乙は、自販機の売上個数及び売上金額を、毎月末日ごとにとりまとめ、翌月の20日までに報告書を甲に提出しなければならない。

(違約金の徴収)

第8条 乙は、第6条に定める期限までに販売手数料等を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき設置料の額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第9条 自販機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 設置部分が契約の内容に適合しないものである場合は、乙はその補修、代替地の設置等について甲に対し請求することができる。

2 前項の規定により請求が行われたときは、甲は乙に協力しなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 乙は甲の承認を得ないで設置物件を第三者に転貸し、又は設置部分の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第12条 乙は、設置物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 乙は、設置物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第14条 乙は、設置物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第15条 甲は、設置された自販機、当該自販機で販売する商品若しくは当該自販機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかと甲が認める場合を除き、その責めを負わない。

(実地調査等)

第16条 甲は、設置期間中、必要に応じて、乙に対し設置部分や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第17条 設置期間内においては、甲乙共に本契約を解除できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置部分を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務に違反したとき

(2) 本契約に先立ち乙から提出された応募に関する各種提出書類に、虚偽の記載が確認されたとき

(3) 販売手数料等その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき

(4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき

(5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき

(6) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき

(設置部分の返還)

第18条 設置期間が終了したとき若しくは本契約が解除されたときは、乙は直ちに設置部分を甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において設

置部分を原状に回復しなければならない。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、設置部分を滅失又は破損したとき

(2) 前条の規定により設置部分を甲に返還するとき

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 第19条の規定により設置部分を返還する場合において、乙が設置部分に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙はその買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第22条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 埼玉県東松山市山崎町2-1番地
 東松山市上下水道事業
 氏名 東松山市長 森田 光一 印

乙 住所
 氏名 印

別表

- ・販売手数料 %
- ・売上締日 毎月末日
- ・支払期限 翌月 2 0 日
- ・電気代 乙の負担とする。
- ・振込手数料 乙の負担とする。